

第5次 多可町行財政改革大綱

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度



令和7年3月
多可町

< 目 次 >

はじめに	P. 1
第5次多可町行財政改革大綱体系図	P. 2
計画期間	P. 3
多可町の現状と課題	P. 3
基本方針と重点項目	P. 5
Ⅰ. 時代に即した行政組織	P. 5
1. 職員配置の適正化	P. 5
2. 職場環境の整備・職員の能力開発	P. 6
3. 市町連携の推進	P. 6
Ⅱ. 持続可能な財政経営	P. 7
1. 持続可能な財政運営	P. 7
2. 財源の確保	P. 8
3. 公共施設等の適正な管理・運営	P. 8
4. 事務事業の効率的効果的な実施	P. 10
5. 公営企業等の経営健全化	P. 11
Ⅲ. DXの推進	P. 12
1. 窓口改革	P. 12
2. 業務効率化	P. 12
Ⅳ. 地域共生社会の実現	P. 14
1. 住民主体のまちづくり	P. 14
2. 情報の共有体制の充実	P. 15
推進体制	P. 16
参考資料	P. 17

はじめに

多可町行財政改革大綱は、今回の改訂で5回目を迎えます。前回の第4次行財政改革大綱（令和2（2020）～6（2024）年度）では、「Ⅰ．時代に即した組織体制づくりと職員の意識改革」、「Ⅱ．健全な財政経営」、「Ⅲ．住民協働による連携」の3本柱（取組項目数46項目・実施計画項目60項目）の改革に取り組んできました。その結果、定員適正化計画に基づく職員の削減や事務事業の見直しを中心に、令和5（2023）年度までに実施計画項目41項目を達成し、一定の財政効果を上げています。

しかしながら、人口減少、少子高齢化をはじめ様々な社会情勢の変化により、本町を取り巻く環境はめまぐるしく変化しており、これに伴って、行政サービスへの期待や安全安心に対する関心の高まりなど、行政ニーズの多様化・複雑化が進み、より迅速で適切な対応ができる行財政経営が強く求められています。

このため、職員一人ひとりがそのニーズを的確に捉え、行政経営の公平性、透明性を高め、住民皆さんに対する説明責任を果たしながら、住民と同じ目的に向かって相互に協力、連携し、協働によるまちづくりを推進することが重要です。

加えて国では、「経済財政運営と改革の基本方針2023」の中で、国と地方の新たな役割分担等に触れ、「社会全体におけるDX※の進展及び感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、必要な地方制度の在り方について（中略）検討を進める」としたうえで、地方行財政改革に着実に取り組む手法として「デジタル技術の活用等による地方自治体の業務効率化や、公営企業の経営戦略改定の更なる推進など」を挙げています。デジタル社会の実現に向けて、国や事業者などと連携し、本町も、住民のニーズや利用率などを把握しながら、デジタルを利用した事務や個別施策の改善に取り組む必要があります。

よって、第5次多可町行財政改革大綱では、これまでの行財政改革の経過を踏まえながら、DXの視点を取り入れ、さらに行財政改革を推進することで、効率的かつ住民目線に立った健全な行財政基盤の確立を目指します。

このため本大綱では、4つの基本方針

『Ⅰ．時代に即した行政組織』

『Ⅱ．持続可能な財政経営』

『Ⅲ．DXの推進』

『Ⅳ．地域共生社会の実現』

に基づき、12の重点項目を定めました。そして重点項目ごとに、具体的な取組項目、その目標及び達成時期を明示した『第5次 多可町行財政改革実施計画』を定め、定期的な進捗管理で確実に行財政改革を行っていきます。

※DX：デジタル・トランスフォーメーションの略。デジタル導入は目的ではなく手段であり、単に業務をデジタルで置き換えるのではなく、業務の整理を前提とする。

第5次多可町行政改革大綱体系図

基本方針	重点項目	取組項目
Ⅰ．時代に即した行政組織	1．職員配置の適正化	(1) 適正な定員管理の促進 (2) 人材確保 (3) 各種委員会・審議会等の見直し
	2．職場環境の整備・職員の能力開発	(4) 働きやすい職場づくり (5) 人事評価制度の運用 (6) 人材育成の推進
	3．市町連携の推進	(7) 広域行政事務等の推進 (8) 市町連携事務による効率化
Ⅱ．持続可能な財政経営	1．持続可能な財政運営	(9) 中長期の計画的な財政運営 (10) 計画に基づいた事業運営 (11) 事務事業評価の推進
	2．財源の確保	(12) 債権管理 (13) 多可町ふるさと応援寄附金等の推進 (14) 公共施設使用料等の見直し
	3．公共施設等の適正な管理・運営	(15) 普通建設改良費の抑制 (16) 公共施設の運営管理 (17) 公共施設のLED化 (18) 公共施設マネジメント
	4．事務事業の効率的効果的な実施	(19) 補助金の見直し・各種事務局の見直し (20) イベント・ソフト事業の見直し (21) 地域交通 (22) 健診・予防接種、健康づくり事業の見直し (23) 障害者福祉年金の見直し (24) 子育て支援策の改善
	5．公営企業等の経営健全化	(25) 水道経営健全化の推進 (26) 下水道経営健全化の推進 (27) 特別会計の事務改善
Ⅲ．DXの推進	1．窓口改革	(28) 全庁的なDXの推進 (29) 行かない窓口・相談窓口 (30) オープンデータの推進 (31) 医療・介護DX
	2．業務効率化	(32) ペーパーレス化 (33) 出納業務の効率化 (34) 校務の効率化 (35) 事務改善
Ⅳ．地域共生社会の実現	1．住民主体のまちづくり	(36) 地域局業務の見直し (37) 地域共生社会の取り組み (38) 町土の保全 (39) 団体組織の見直し (40) 企業誘致と創業支援 (41) 学校の規模適正化 (42) 部活動の地域展開
	2．情報の共有体制の充実	(43) 住民との情報共有 (44) 防災時の広報のあり方 (45) たかテレビのあり方

●計画期間

第5次行財政改革の取組期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とし、大綱を着実かつ計画的に推進していくために、改革の具体的な項目を定めた実施計画を同様の期間で策定し、毎年検証を行います。

なお、大綱及び実施計画に掲げた取組項目以外についても、職員自ら創意工夫により絶えず見直しを行い、新たな行財政課題に対応できるよう、積極的に行財政改革の推進に努めます。

●多可町の現状と課題

令和5(2023)年、多可町での出生数は40人、死亡数は365人(外国人含む)でした。本町の総人口は昭和60(1985)年以降減少が続き、令和2(2020)年には2万人を下回り19,261人となっています。国立社会保障・人口問題研究所が令和5(2023)年に発表した人口推計によると、令和27(2045)年には令和2年と比べて44.9%減少し、10,617人になると予測されています。令和6(2024)年3月に策定された『多可町デジタル田園都市構想総合戦略(第3期総合戦略)(令和6～8年度)』では多可町の将来目標人口を「令和42(2060)年時点で9,700人」、直近の目標を「令和8(2026)年時点で17,500人」とし、「住みたいまち・住み続けたいまち」を目指して人口減少の流れを食い止める取組を行うこととしています。

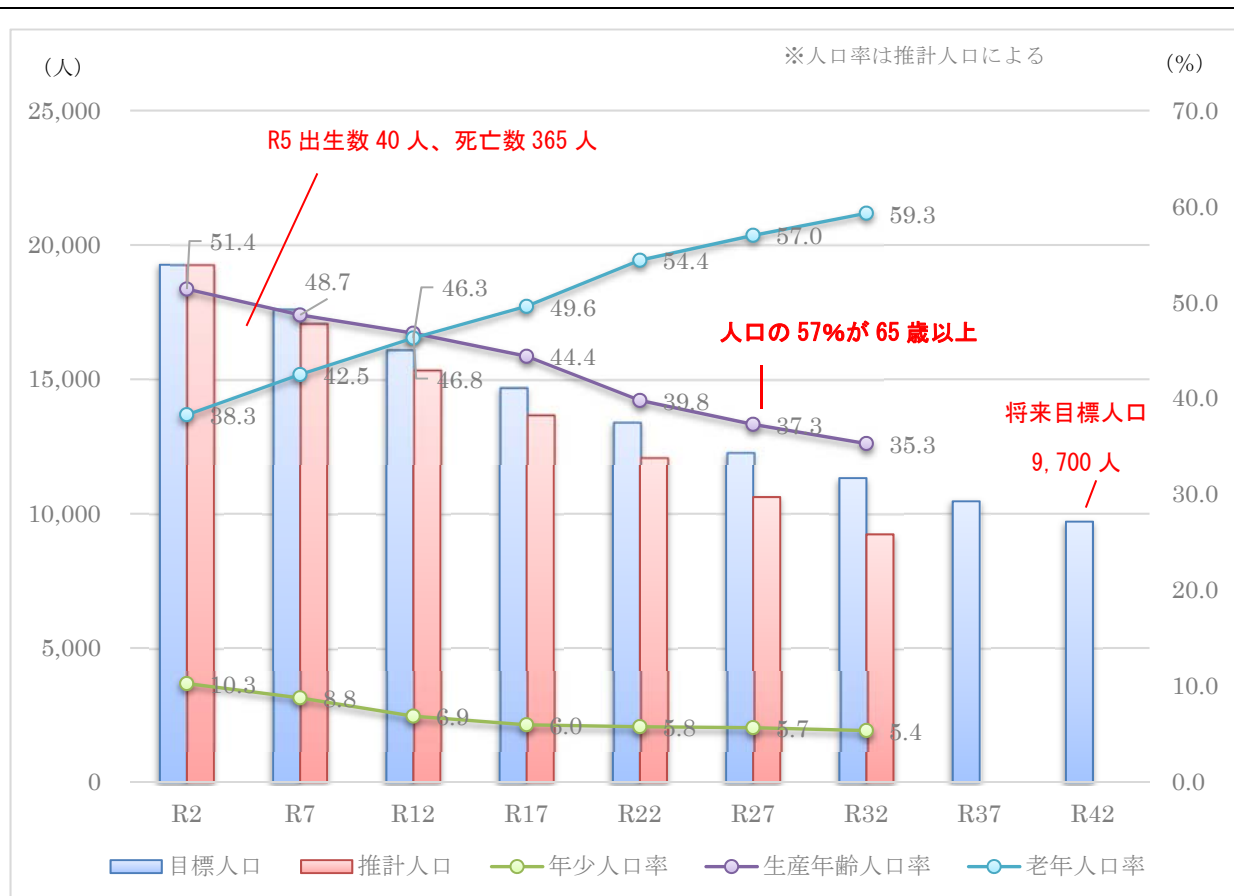
一方で令和27(2045)年には、目標人口であっても生産年齢人口が令和2年(2020)年の9,809人に比べ5,200人余り減少(4,602人)し、人口の57%が高齢者という時代が到来します。

このことは、行政経営における資源としての人・もの・お金がますます制約されていくことでもあります。令和6(2024)年、人口戦略会議が発表した「令和6年・地方自治体「持続可能性」分析レポート」※のなかで、多可町は2014年に引き続き「消滅可能性自治体」※に分類されました。将来にわたり多可町が持続可能な地域としてあるために、住民も行政も、人口縮減時代に応じた行政サービスのあり方を構築する必要があります。

※令和6年・地方自治体「持続可能性分析レポート：令和5(2023)年に公表された「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)に基づいて、有識者からなる「人口戦略会議」が、人口から見た全国の地方自治体の「持続可能性」について分析したもの。若年女性人口(20～39歳の女性人口)の将来動向に着目し、若年女性人口が2010年から2040年までの30年間で50%以上のスピードで急減する地域では、70年後には2割に、100年後には1割程度にまで減っていくことになり、こうした地域は最終的には消滅する可能性が高いのではないか、と推計している。

※消滅可能性自治体：上記レポートにおいて、「封鎖人口(出生と死亡だけの要因で人口が変化すると仮定した推計結果)」減少率は20～50%未満だが、「移動仮定(移動傾向が一定程度続くとの仮定)」減少率が50%以上である自治体。多可町は若年女性人口の封鎖人口△30.5%、移動想定△70.8%であり、「自然減対策も必要であるが人口流出の是正といった社会減対策が極めて必要」とされる消滅可能性自治体となっている。

(図1) 人口の推移と見通し



	目標人口	推計人口	年少人口	生産年齢人口	老年人口
R 2 (2020)	—	19,261	1,982	9,905	7,374
R 7 (2025)	17,616	17,085	1,503	8,325	7,257
R 12 (2030)	16,112	15,357	1,059	7,190	7,108
R 17 (2035)	14,709	13,696	820	6,081	6,795
R 22 (2040)	13,424	12,115	707	4,821	6,587
R 27 (2045)	12,304	10,617	603	3,963	6,051
R 32 (2055)	11,324	9,228	496	3,262	5,470
R 37 (2060)	10,459	—	—	—	—
R 42 (2065)	9,704	—	—	—	—

目標人口：『多可町デジタル田園都市構想総合戦略』より
 推計人口：国立社会保障・人口問題研究所（令和5（2023）年推計）

基本方針と重点項目

I. 時代に即した行政組織

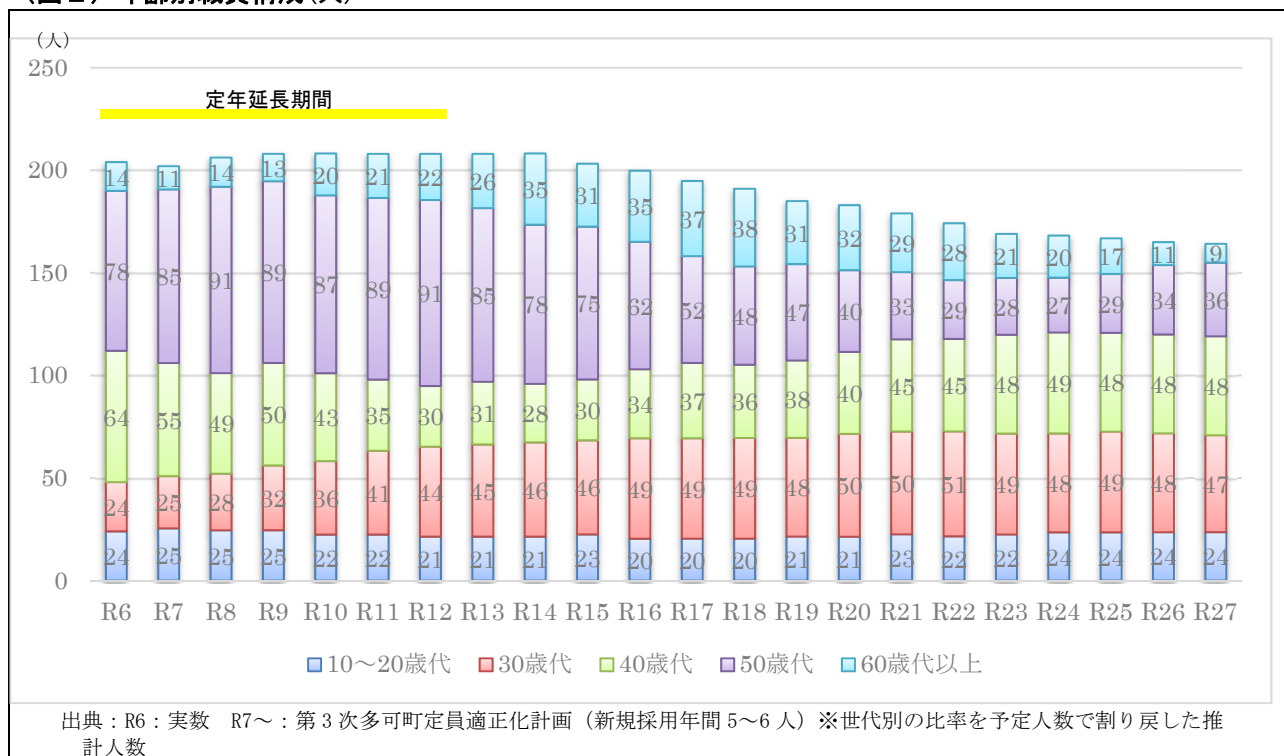
1. 職員配置の適正化

人口減少と少子高齢化が進行し、地域の経営資源（人・もの・お金）が制約される中で、公共サービスを的確に実施するためには、D Xによって自動化と省力化を進め、住民の利便性を向上させながら、より少ない職員で効率的に業務を処理する体制が不可欠です。

一方で、社会の変化に適切に対応するために、職員の数と質を確保していく必要があります。令和 6 (2024) 年現在、本町の職員構成では 40 歳未満の若年層が 23.5% となっており、令和 14 (2034) 年度以降は、職員の大量退職が一定期間続く見込みです。年齢の平準化を目的として一定数職員の採用を継続するため、しばらく増員となり、その後減少に転じます。

定年延長や会計年度任用職員の雇用内容の変化による職員の多様化、地域共生社会の実現に向けての地域と職員のあり方、D Xによる事務の効率化の検討などを行い、限られた人材を有効に活用します。特に会計年度任用職員については、令和 5 (2023) 年度人事院勧告で常勤職員に準ずる給与改定を行うとされたことから、現在の職務内容や配置を見直します。

(図 2) 年齢別職員構成(人)



2. 職場環境の整備・職員の能力開発

職場の風土や雰囲気は、職務意欲だけでなく、事務の効率化に大きく影響するとともに、人材確保や育成、能力開発のベースにもなることから、よりよい職場環境づくりを通じて、働き方の意識改革を図ります。

多様化・高度化する行政サービスに対応するためには、職員の情報発信力や企画提案力、分野を横断した施策を創造できる構想力等の能力を高める必要があります。慣習や前例にとらわれず、常に事務の改善・改革を意識し、新しい課題に積極的に取り組むことが求められています。

このため、階層別の研修においては、キャリア形成に繋がるような研修体系を構築するとともに、行政課題に対応できる研修を強化します。そして、職員一人ひとりがその責任と使命を自覚し、目標や課題に対し自ら学んでいけるよう、人材育成を進めます。

公務員としての高い倫理観を保持し、責任をもって誠実に職務を遂行することで、住民から信頼される、透明性の高い行財政経営を確立していきます。

3. 市町連携の推進

地方分権改革の中には、国から地方への事務・権限の移譲、地方公共団体の自治事務に対して国が法令で事務の実施やその方法を縛っている義務付け・枠付けの見直し、地方の負担となっている計画策定に関する規定の見直し等があります。また、地域の経営資源の制約に対応するためには、複数の地方自治体が、専門人材の確保・育成や公共施設の集約化・共同利用に連携して取り組む必要があるとされており、兵庫県や近隣市町とともに検証を進めます。

Ⅱ. 持続可能な財政経営

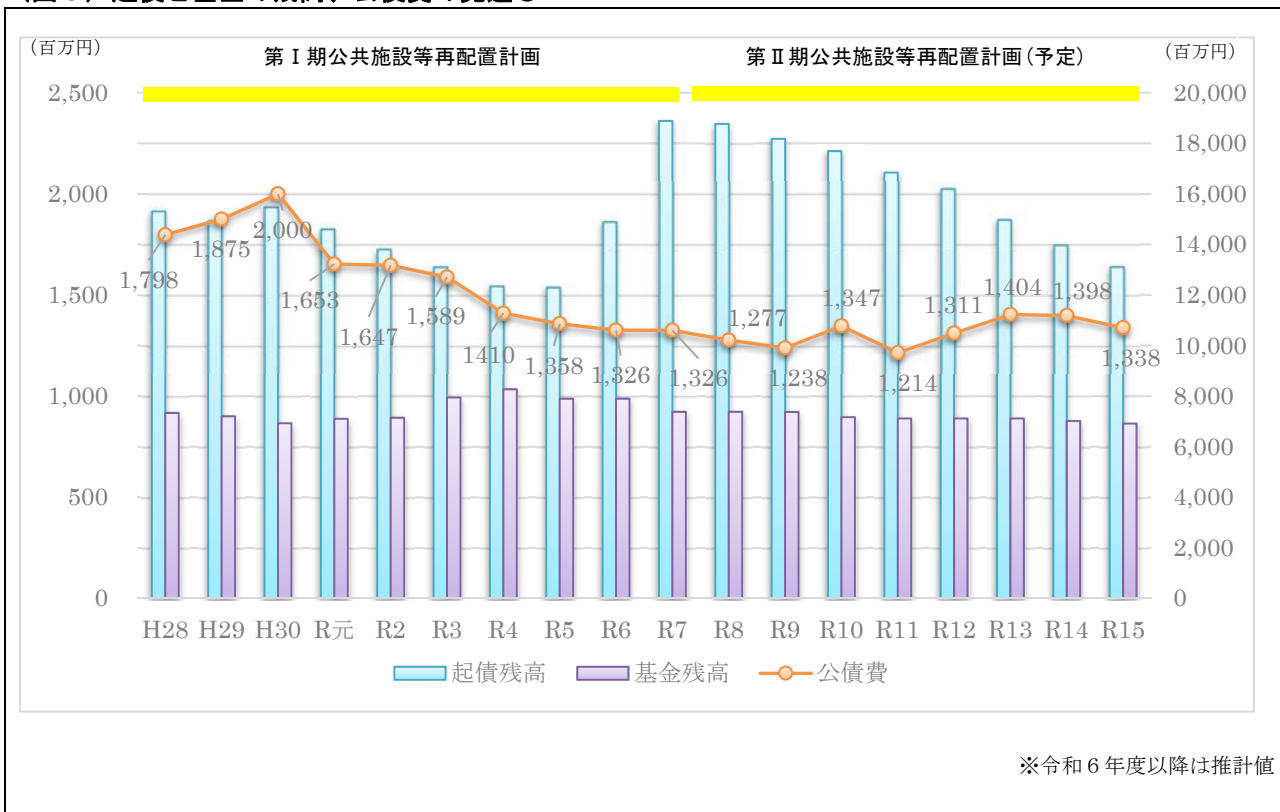
人口減に起因する少子高齢化対策や公共施設の修繕や統廃合、行政事務のデジタル化、防災への対応など、取り組むべき課題が山積し、さらには人手不足や物価の高騰による経常経費の影響も見込まれます。今後とも厳しい財政運営を余儀なくされることを職員一人ひとりが改めて認識し、基礎的自治体として持続可能なまちづくりに向けて効率的な行財政経営を目指さなければなりません。

1. 持続可能な財政運営

本町では、令和元(2019)年度から包括予算制度を導入し、一般財源枠を各課に配分して課長のマネジメントによる自立的な予算編成を行っており、見込まれる歳入の中での行政経営を行うことで町の財政の安定を図ってきました。

しかし、令和5(2023)年度から行っている「あすみる」「統合中学校」「新ごみ処理施設」などの大型プロジェクトが終了したのち、これらに関する起債の償還が令和11(2029)年ごろから始まり、義務的経費として歳出を大きく圧迫することが予想されます。必要な時期に必要な施策に確実に財源が充当できるよう、本計画の実施期間である令和11(2029)年度までに、将来を見据えた事務事業の見直しや効率化を行わなければなりません。

(図3) 起債と基金の残高、公債費の見通し



本町では、旧合併特例事業債や過疎対策事業債など交付税算入率の高い起債を活用

して基盤整備を行っており、類似団体より公債費が高い水準にあります。これらの起債の期限を勘案し、実質公債費比率の上昇を可能な限り抑えつつ必要な投資経費を確保すると共に、既存事業を常に見直し、経常経費の縮減に努めます。事業見直しによって生じた余剰を施設等整備基金や財政調整基金に積み立て、今後の起債償還に備えます。

2. 財源の確保

生産年齢人口の減少が進み、自主財源（地方税等）の減少傾向が続くことに加え、歳入の約半分を占める地方交付税の伸びが見込めない中、積極的に財源を確保する取り組みが必要です。町税については、負担の公平性を踏まえ引き続き適切かつ効率的な課税を推進します。公共サービスにおける受益者負担の適正化を継続するとともに、国・県の補助金制度の動向を的確に捉え、より有利な制度を選択することにより財源確保に努めます。

本町の持つ魅力を活かした「ふるさと多可町応援寄付金」は、ふるさとの特産品を活用した返礼品を送ることで地場産業の活性化も図ることもできる貴重な自主財源です。制度が延長となった「企業版ふるさと納税」とともに積極的に周知し、充実を図ります。

また、施設利用について、利用率に留意しながら、過度にならない程度の住民負担を検討します。町有財産の貸付や売却を推進し、歳入増を図る取り組みも進めます。

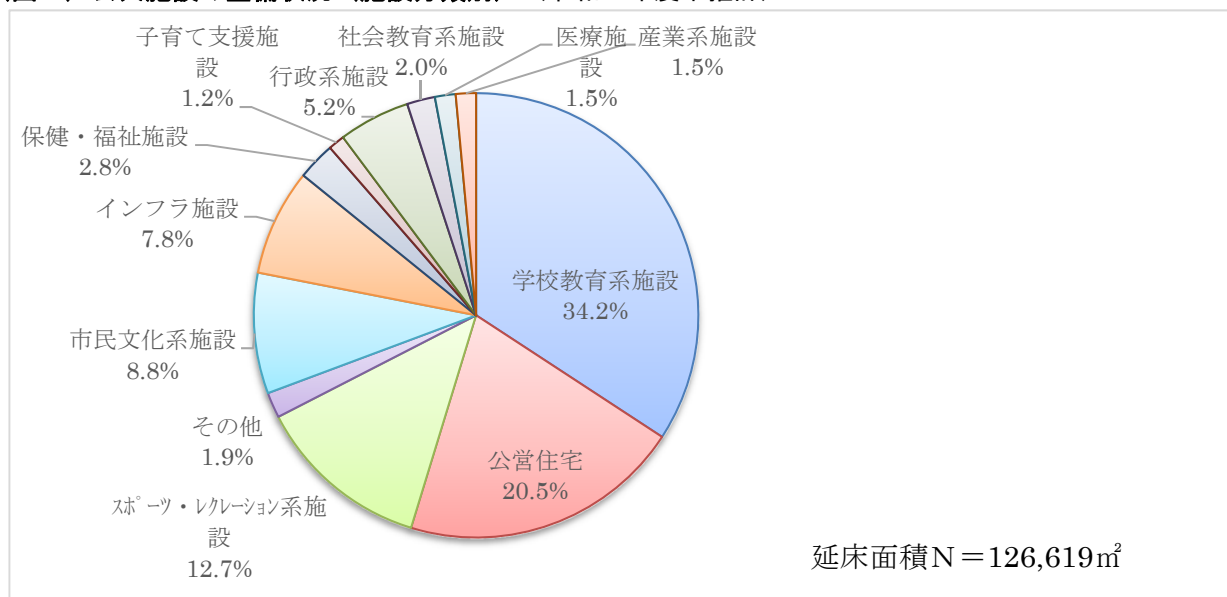
3. 公共施設等の適正な管理・運営

安定した財政経営を行っていくためには、今後の投資的経費の動向が大きな課題となってきます。平成 27(2015)年度に策定した「多可町公共施設等総合管理計画」では、公共施設等の現状及び将来見通しに基づき、適切な公共サービスの提供と財政負担の軽減・平準化を実現するために、公共施設の延床面積を今後 30 年間で 4 割削減する必要があるとしています。この目標を実現するために、平成 29(2017)年度に「多可町公共施設等再配置計画」を策定し、令和 7(2025)年度までの 10 年間を第 I 期として個々の施設のあり方を明記しました。

本町の公共施設等の多くが、合併前の三町が人口のピークを迎えた昭和 60 年代の終わりから合併直前の平成 16(2004)年までに整備されています。平成 27(2015)年度時点で 176 施設、総床面積 154,942 m²であり、平成 27(2015)年 10 月 1 日現在の町人口 22,064 人に対して、一人当たり 7.0 m²の延床面積となっていました。

そのまま全て保有し続けた場合の必要コストは、令和 27(2045)年までに 443.0 億円、年平均 14.8 億円になると試算されており、減少した人口に合わせて、公共施設等のあり方を引き続き検討していく必要があります。

(図4) 公共施設の整備状況(施設分類別) (令和6年度末推計)



(表1) 対象施設の延床面積の削減見込量 (令和6年度末推計)

対象施設	施設数	対象施設の総延床面積 (2018年2月現在)		第Ⅰ期削減見込量 (2016年～2025年)	
		面積(㎡)	割合(%)	面積(㎡)	割合(%)
①学校園・学童施設	13	47,583.40	31.4	－3,748.60	－2.47
②公営住宅	395	26,952.36	17.8	－986.57	－0.65
③供給施設	30	10,142.00	6.7	－322.00	－0.21
④庁舎(役場・プラザ)	3	7,705.60	5.1	2,088.90	1.38
⑤普通財産等(普通財産、倉庫、一時利用、使用貸借・賃貸借)	31	17,279.74	11.4	－11,941.75	－7.88
⑥それ以外の施設	62	41,868.37	27.6	－10,002.30	－6.60
計	534	151,531.4	100.0	－24,912.32	－16.44

これを受け『多可町公共施設等再配置計画(第Ⅰ期)』では、計画の最終年度である令和7(2025)年度までに、約16%の延床面積削減を見込んでいます。令和7(2025)年度には「あすみる」が完成し、中プラザや多可消防署など旧合併特例事業債を利用した施設の除却が始まります。令和8(2026)年度は多可中学校の建設などの大型プロジェクトが終了し、公共施設の面積に大きな変動が生じます。

今後は、日常点検によって得られた個々の施設の状況を加味しながら、多可町公共施設等再配置計画に従って、維持管理・修繕・更新に係る中長期的な経費を算出し、長寿命化や機能の保全・向上を図って必要コストの削減を目指していきます。

新たに必要となる施設や大規模改修が必要な施設については、費用対効果の検証を行い、町の負担を出来る限り軽減することに努めます。

また、加美中学校・八千代中学校の跡地活用の議論が、令和7(2025)年度から始まります。大規模な施設が普通財産となることから、利活用については、地域の皆さんと丁寧に話し合いを重ね、地域の活性化に向けた新たな拠点となるような有効活用を目指します。

4. 事務事業の効率的効果的な実施

行政改革の着実な推進を図るため、個別項目に対する具体的な取組に、進捗や成果がわかりやすい目標（成果指標）を設定し、PDCAサイクルにより毎年進捗状況・成果等を把握し、必要に応じて事業の継続や目標設定について見直します。

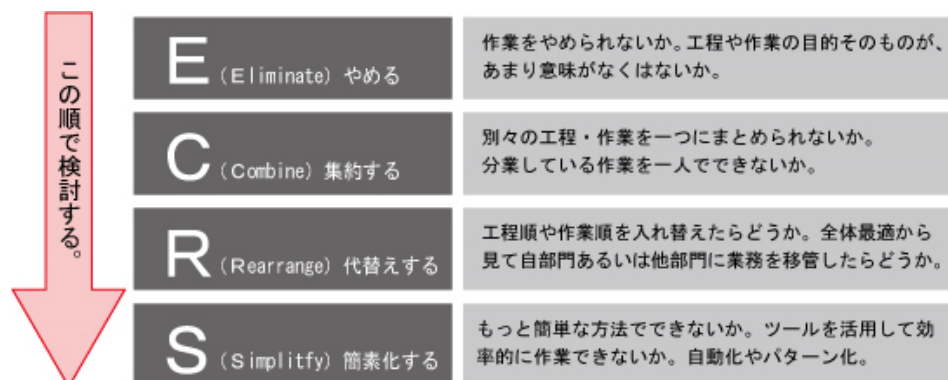
（図5）事業見直しの手法（PDCA）



また、これまでの行財政改革は、歳出削減型の改革を中心に実施されてきました。人口減少、急速な高齢化、多発する災害、地球温暖化、経済構造の変化など、課題が山積するなかで、PDCAにより見直すこととした事業の整理にあたっては、E C R S（^{イ ク ル ス}やめる・集約する・代替えする・簡素化する）の観点をもって、事業内容や手法の見直しを図ります。

ただし、「やめる」にあたっては、必ず長期的な視野をもって検討を行い、「集約する」「代替えする」場合の企画、立案にあたっては、他課の既存事業を含めて見直しを行い、持続可能な行財政経営を実現します。

（図6）事業見直しの考え方（E C R S）



特に、長期にわたって継続している事業については、行政関与の必要性、目的達成度、施策推進に対する効果、代替手法の可能性等を総合的に検証し、継続の有無や再編について検討します。

補助金や負担金については、行政の責任分野、交付団体の設立目的、活動内容、経費負担のあり方等の視点から第4次大綱で策定した「補助金・負担金見直しの指針」に基づき検証していきます。各種行政サービスにおいても、利用に見合った応分の負担を求めることで、負担の適正化を図ります。なお、業務改善による費用（コスト）の変化や社会情勢等の変化により、受益者負担の適正基準は変わるため、必要に応じ検証・見直しを行います。

5. 公営企業*等の経営健全化

人口減少による料金や使用料収入の減少、施設の老朽化による更新需要の増大等、公営企業をとりまく環境は非常に厳しいものです。将来にわたって安定的に事業を継続していくためには、中長期的な視点に立って状況を的確に把握し、収支均衡に向けた取り組みを計画的に進めていく必要があります。

町では、「多可町水道事業経営戦略」「多可町下水道事業経営戦略」を令和5年度に策定したほか、アセットマネジメント※計画、ストックマネジメント※計画に基づいて、施設の統廃合等を進めています。また、経営基盤を強化し、効率的な経営を推進しつつ、公営企業形態でのサービス提供のあり方や広域化・民間的経営手法の導入について検討を行っていきます。

※公営企業：地方公共団体の行う事業のうち、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入をもって充てるもので、当町の場合、水道事業、下水道事業が該当します。

※アセットマネジメント：施設（資産）に対し、管理に必要な費用、人員を投入し、良好なサービスを持続的に提供するための事業運営。

※ストックマネジメント：既存の施設を有効に活用し、長寿命化を図るための技術体系や管理手法

Ⅲ. D Xの推進

自治体におけるD Xの取組は、地域の経営資源（人・もの・お金）が制約される中で、国の動向にあわせて公共サービスを的確に実施するためにI C T※技術を活用し、住民の利便性を向上させながらより少ない職員で効率的に事務を処理する体制を構築しようとするものです。

職員の減少が始まる令和15年頃までに多様化・複雑化する住民ニーズに柔軟かつ的確に対応出来るよう、全庁的にデジタル技術の活用による業務の効率化が必要です。

デジタル三原則※を基本に住民サービスの利便性向上と業務の効率化を進め、企画立案や相談対応などきめ細かに対応する必要がある業務に人材を配置して、持続可能な行政サービスの提供体制を確保する必要があります。

※ICT：「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指します。情報処理だけでなく、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称です。

※デジタル三原則：行政のあらゆるサービスを最初から最後までデジタルで完結させるために不可欠な3つの考え方。①デジタルファースト（個々の手続き・サービスが一貫してデジタル上で完結する）、②ワンスオンリー（一度提出した情報は二度提出することを不要とする）、③コネクテッド・ワンストップ（民間のサービスを含め、複数の手続き・サービスをワンストップで実現する）の3つ。

1. 窓口改革

現在デジタル庁の旗振りにより、18項目のシステム標準化に取り組んでいますが、これ以外にも、行政のあらゆる分野において、デジタル技術やデータの活用により住民目線でのサービスや利便性の向上を目指します。申請書や届出書類の簡素化、各種行政手続きのオンライン申請等に必要なマイナンバーカードの取得も、引き続き推進します。

最終的な目標は、職員への相談を必要としない住民サービスは役場に「行かない」で済むように業務を改革することです。既にスマート申請や各種証明のコンビニ交付などは実施していますが、デジタルで済む業務はデジタル上で完結する取り組みを進めます。

スマホ教室を中心に、高齢者などへの情報通信機器の利活用支援も引き続き行うほか、最終的にはデジタルを介して住民が場所を問わずにサービスを受けられるよう、また職員が人と接することを大切にしながら、「だれ一人取り残さない」社会を目指します。

2. 業務効率化

これまで行ってきた窓口業務の見直しに加え、内部事務についても、デジタルでムリ・ムダを省くことを念頭にA I※や生成A I※、R P A※等のI C T技術を積極的に活用して自動化・省力化を図り、業務の効率化と正確性の確保を図ります。

また、デジタル化によって得られたデータを分析・活用し、企画立案につなげてよ

り質の高い行政サービスを持続可能な形で提供できるように努めます。

※A I : 「Artificial Intelligence (アーティフィシャル・インテリジェンス)」の略称で、「人工知能」の名称でも呼ばれている。ビッグデータをもとに、コンピュータが自ら判断する仕組みです。AI 単体で何かをするのではなく、他のシステム等に組み込むことで応用するケースがほとんどです。

※生成A I : さまざまなコンテンツを生成できるA I のことです。従来のA I が決められた行為の自動化を目的とするのに対し、生成A I はデータのパターンや関係を学習し、新しいコンテンツを生成することを目的としています。

※R P A : 「Robotic Process Automation (ロボティック・プロセス・オートメーション)」の略称。業務内容を覚えさせ、それを自動的に繰り返すのがRPAの基本的な仕組みのため、定例的な業務に適しています。

IV. 地域共生社会の実現

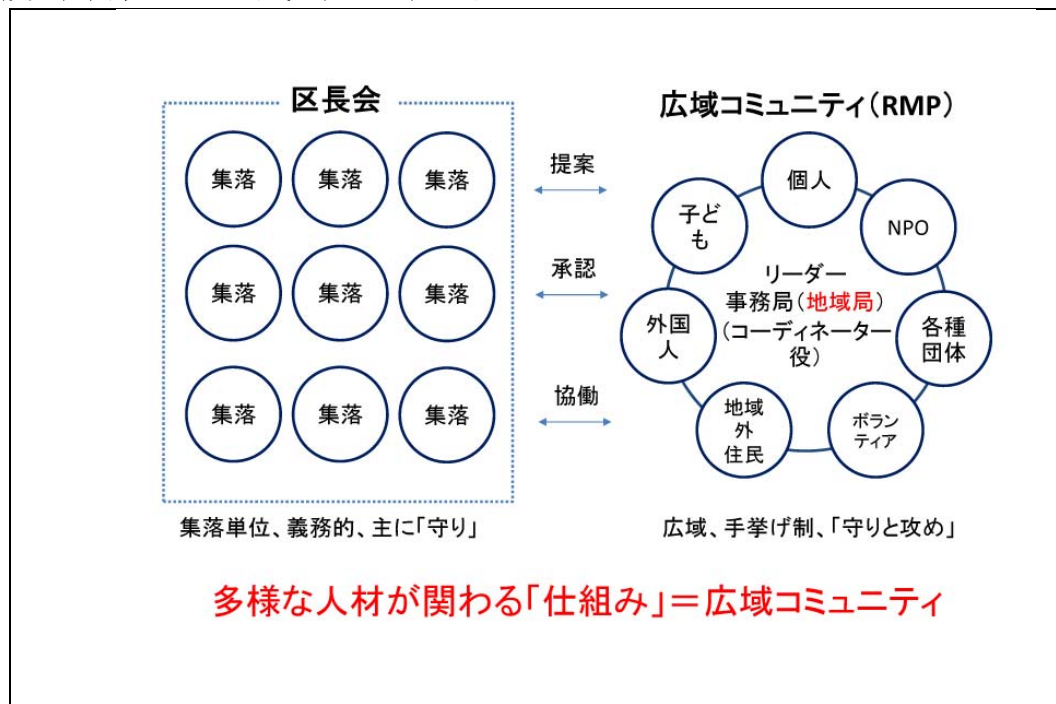
地域のあり方は大きく変化してきています。集落が行ってきた共同活動や平時有時の助け合い、個人が行ってきた農地や山林の保全などが、高齢化や人口減により難しくなり、耕作放棄地や空き家が増加するなど、様々な問題が目に見えて現れてきています。これまで以上に住民同士の見守り、助け合いが重要視され、多様な人材が参画する地域活動が必要になっています。

1. 住民主体のまちづくり

町では、平成 30(2019)年度から地域共生社会づくりに向けて様々な取り組みを行ってきました。防災や地域づくりなど、引き続き「行政が行うこと」「行政と住民が協働で行うこと」「住民自ら行うこと」をそれぞれの立場から主体的に考えていただき、多様な人が関わり合う活力のある地域づくりを進めていきます。特に住民と行政のかかわり方については、行革推進法第2条の「地方公共団体が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること」に該当するものとして、第4次大綱から引き続いて本大綱でも取り組みます。

また、その活動を安定的かつ円滑なものとするため、多様な人材が存分にその能力を発揮し「やりたい事を出来る範囲で」参画できる、集落の枠を越えた広域コミュニティ (Region Management Plaza=RMP)*を設置し、改良を加えながら運営し、持続可能な地域社会の実現を目指します。

(図7) 広域コミュニティ (RMP) のイメージ



*RMP：広域コミュニティ「Region Management Plaza」の略称。一般的にはRMO「地域運営組織 (Region Management Organization)」として、中山間地や過疎地などで、暮らし、生活機能の面で、地域が生活機能が成立しない状況に至るまで

に、生活機能を支えるため総合生活支援サービスを展開するコミュニティ組織。地域で暮らす人々が中心となって形成する。

多可町では、各区のプラザ（地域局）を拠点として活動を立ち上げており、「RMO」ではなくあえて「RMP」とする。

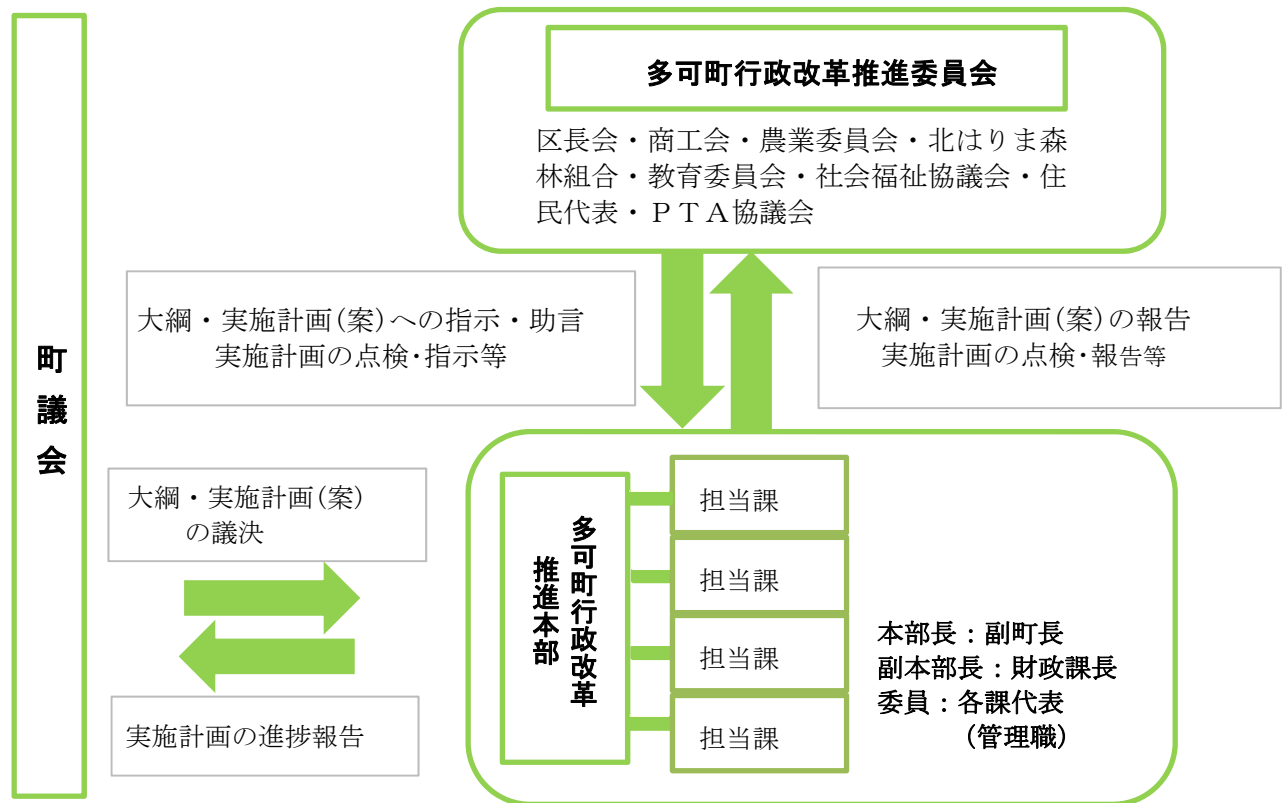
2. 情報の共有体制の充実

住民のまちづくりへの参加意識を醸成するには、住民と行政が共にまちづくりについて考え、共に行動することが重要です。広報誌やたかテレビ、SNSやホームページ、防災行政無線など、複数の媒体の費用対効果を分析し、行政情報を正確に分かりやすく発信し、情報共有し、皆さんの意見・提案を求め、協働のまちづくりを推進します。

●推進体制

行財政改革の推進は全庁で取り組む必要があるため、副町長を本部長とする「多可町行政改革推進本部」において計画の進捗を管理します。毎年取りまとめた実施計画の実績は、各種団体の代表者で構成する「多可町行政改革推進委員会」で点検したうえで、議会へも報告します。

(図8) 推進体制図



●参考資料

行政改革とは

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（行革推進法） 抜粋

H18. 6. 2 号外法律第 47 号

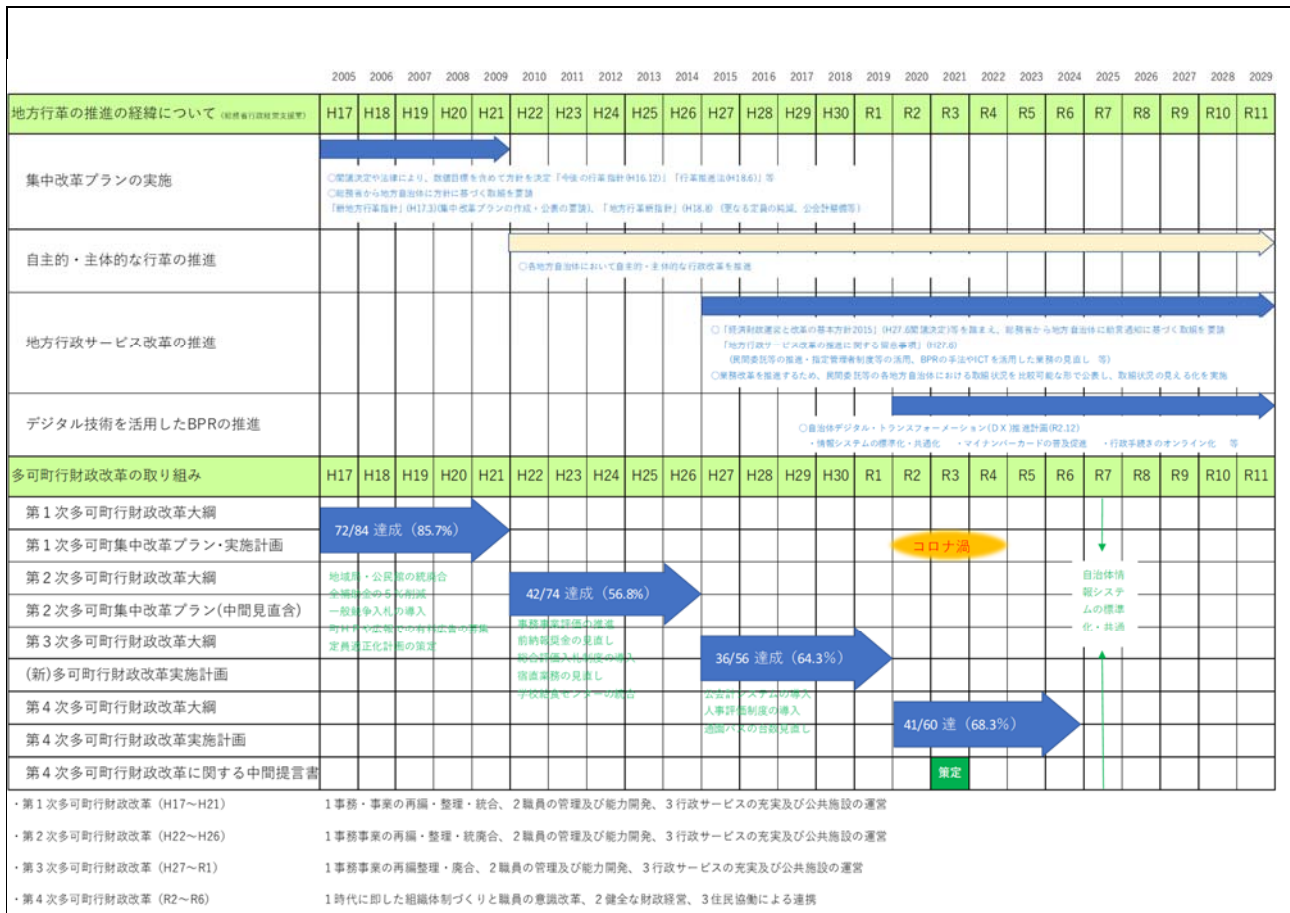
（基本理念）

第 2 条 簡素で効率的な政府を実現するための行政改革は、国際化及び情報化の進展、人口構造の変化等の経済社会情勢の変化の中で、我が国の国際競争力を強化し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、民間の主体性や自律性を高め、その活力が最大限に発揮されるようにすることが不可欠であることにかんがみ、政府及び地方公共団体の事務及び事業の透明性の確保を図り、その必要性の有無及び実施主体の在り方について事務及び事業の内容及び性質に応じた分類、整理等の仕分けを踏まえた検討を行った上で、国民生活の安全に配慮しつつ、政府又は地方公共団体が実施する必要性の減少した事務及び事業を民間にゆだねて民間活動の領域を拡大すること並びに行政機構の整理及び合理化その他の措置を講ずることにより行政に要する経費を抑制して国民負担の上昇を抑えることを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、次章に定める重点分野について、前条の基本理念にのっとり、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革を推進する責務を有する。

これまでの取組



補助金・負担金見直しの指針

※第4次行政改革大綱

判定基準

(1) 妥当性

- ・住民自治、社会福祉の推進について高い必要性が認められるもので、特定のもののみの利益に供することのないこと。
- ・補助金の交付に関して効果が認められること。
- ・町の方針として、積極的に推進しようとする事。
- ・行政との役割分担の中で、真に補助すべき事業・活動であること。
- ・受益者が特定のものに偏らず、町民等の間に不公平が生じないこと。

(2) 明確性

- ・事業活動の目的・視点・内容等が社会、経済情勢に合致していること。
- ・原則として事業に対する経費を対象とすること。

(例：団体の交際費、慶弔費、懇親会費、視察旅行費、飲食費等は対象としない。)

(3) 適格性

- ・団体等の会計処理及び使途が適切であること。

- ・団体等の決算における繰越金または剰余金が、補助金の額を超えていないこと。
- ・団体等の事業活動の内容が団体等の目的と合致していること。
- ・補助対象の範囲及び内容に対し、補助率、補助単価等の数値基準を明確にし、補助金の交付額を決定していること。
- ・近隣自治体と比較して交付額が適正規模であること。

(4) 終期設定

- ・補助金の実効性を確保するため、全ての補助金の補助期間は、原則３年を限度とする。
- なお、期間終了後の補助金交付の取扱いについては、再度、検討するものとする。
- ただし、国や県の制度によるものは、その補助期間の終了をもって終了とする。

判定結果

(1) 継続すべきもの（※ 継続すべき事業についても、財政健全化の観点から減額に努めること。）

- ・「補助金の交付基準」に適合し、補助の必要性が認められるもの
- ・法令等により町が補助することが義務付けられているもの
- ・国県補助金を財源の一部としている事業のうち、町の負担が義務的であるもの
- ・他市町等との協議等により町の負担が決定しているもの
- ・建設費等に対する補助で、契約書等により町の負担が決定しているもの

(2) 減額すべきもの

- ・団体等の決算における繰越金又は剰余金が、補助金の額を越えているもの
- ・補助対象にすべきでない経費（交際費、慶弔費、懇親会等の飲食費、調査研究に関わる事業等のうち直接事業に関わらない視察旅費等）
- ・団体の運営・育成的補助金で、会費の徴収等自主財源の確保に努めていないもの
- ・補助率が必要以上に大きいもの等

(3) 廃止すべきもの

- ・施策の普及、浸透等により、補助目的が達成されているもの
- ・社会情勢の変化に伴い、町の施策が目指す目的・視点・内容と適合しなくなっている、もしくは、公益上必要性及び事業効果が薄れているもの
- ・長期にわたり継続補助しているものの、目的が十分達成されていない等の事業効果が不明確、または、乏しいもの、事業目的があいまいになっているもの
- ・団体等の会計処理、補助金の使途が適切でないもの
- ・その他、交付に関する基準に適合していないと思われる事業、または基準が明確でない事業に対して補助するもの等

(4) 改善すべきもの

- ・補助の必要性はあるが、改善すべき事項があり見直しを必要とするもの
- ・類似目的の補助金があるもの（整理統合を検討）
- ・補助金としてではなく、町の直接経費で計上すべきもの
- ・国・県の補助制度を活用できるもの等

受益者負担の適正化指針

※第4次行財政改革大綱

第4次大綱では、公共施設の使用料については、受益者負担の公平性・公正性の観点から、政策的に推進する場合等の特例的措置の適用を除き、受益に係る費用を原価計算により算出し、サービスの性質に対し、公共性と収益性の観点から適切な負担割合を設定しています。

また、次に掲げるサービスについては、サービスの質等によって、統一的な設定基準を適用すべきでないもの、又はできないものがあることから、統一的な負担基準から除外し個別に検討します。

- ・基準や算定方法が法令等で定められているもの（義務教育、図書館の利用、地方公共団体の手数料の標準に関する法令など）
- ・国県の機関が算定している経費を基に定めているもの（保育料など）
- ・広域的な観点から、近隣自治体等と共同で統一した負担額または算定方法が定められているもの
- ・公営企業等独立採算を基本とした長期収支見通しに基づき算定されているもの（水道料金、下水道使用料等）

第5次多可町行財政改革大綱

多可町役場 財政課

〒679-1192 兵庫県多可郡多可町中区中村町 123

TEL. 0795(32)4771